

議第10号議案

山中竹春前市長のパワー・ハラスメントによる被害者の救済に向けた
実態及び救済措置の調査に関する決議

山中竹春前市長のパワー・ハラスメントによる被害者の救済に向けた実態及び
救済措置の調査に関し、決議するため、次のとおり提出する。

令和8年9月25日提出

横浜市会議員

関	嵩	史	山	田	桂一郎	太	田	正	孝
井	上	さくら	梶	村	充	興	石	かつ子	
荻	原	隆	宏	田	中	ゆ	き	長谷川	えつこ
大	野	トモイ							

山中竹春前市長のパワー・ハラスメントによる被害者の救済に向け
た実態及び救済措置の調査に関する決議

地方自治法第 100 条第 1 項の規定により、次のとおり山中竹春前市長のパワー・ハラスメントによる不当な人事と組織への悪影響及びその被害者の救済に向けた事務に関する調査を行うものとする。

1 調査事項

横浜市会は、地方自治法第 100 条の規定により、次の事項について調査するものとする。

- (1) 山中竹春前市長のパワー・ハラスメントによる不当な人事と組織への悪影響の実態
- (2) 被害者救済に向けた措置の在り方

2 特別委員会の設置

本調査は、地方自治法第 109 条第 4 項及び横浜市会委員会条例第 5 条の規定により、次に掲げる構成からなる山中竹春前市長のパワー・ハラスメントによる被害者の救済調査特別委員会（以下「被害者救済特別委員会」という。）を設置し、これに付託して行う。

- (1) 委員定数 15 人
- (2) 委員長 1 人
副委員長 2 人

3 調査権限

横浜市会は、1 に掲げる事項の調査を行うため、地方自治法第 100 条第 1 項及び同法第 98 条第 1 項の権限を被害者救済特別委員会に委任する。

4 調査期限

被害者救済特別委員会は、1 に掲げる調査が終了するまで閉会中もなお調査を行うことができる。

5 調査経費

本調査に要する経費は、議会費から支弁する。

以上、決議する。

令和 8 年 9 月 25 日

横浜市会